

第57号議案

八王子市図書館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市図書館条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(種別、名称等) 第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。			(種別、名称等) 第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分室	<u>八王子市恩方市</u> <u>同</u> <u>西寺方</u> <u>民センター図書</u> <u>町260番地4</u> <u>館</u>		分室	<u>八王子市北野市</u> <u>同</u> <u>北野町</u> <u>民センター図書</u> <u>545番地3</u> <u>館</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>八王子市北野市</u> <u>同</u> <u>北野町</u> <u>民センター図書</u> <u>545番地3</u> <u>館</u>			<u>八王子市恩方市</u> <u>同</u> <u>西寺方</u> <u>民センター図書</u> <u>町260番地4</u> <u>館</u>	
	<u>八王子市石川市</u> <u>同</u> <u>石川町</u> <u>民センター図書</u> <u>438番地</u> <u>館</u>				
2	(略)		2	(略)	

第2条 八王子市図書館条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(種別、名称等) 第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。		(種別、名称等) 第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。	

種別	名称	位置
(略)	(略)	(略)
分室	<b>八王子市由木中央市民センター図書館</b>	<b>同 下柚木二丁目10番地6</b>
	八王子市恩方市民センター図書館	同 西寺方町260番地4
(略)	(略)	(略)

2 (略)

種別	名称	位置
(略)	(略)	(略)
分室	八王子市恩方市民センター図書館	同 西寺方町260番地4
(略)	(略)	(略)

2 (略)

附 則

この条例中、第1条の規定は平成31年7月1日から、第2条の規定は平成31年12月1日から施行する。